

人権特設相談所

日常生活や身の回りの人権問題について、人権擁護委員が相談を受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時／8月20日（木）13:30~16:00
- 場所／きび保健福祉センター ボランティアルーム

電話による人権相談窓口

みんなの人権 110 番（さまざまな人権問題）

☎ 0570-003-110

こどもの人権 110 番（いじめ・虐待など子どもの人権問題）

☎ 0120-007-110

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

人権だより

総務課（吉備庁舎）

電話 22-3291

ファクス 52-3210

SNSで人生が 変わってしまう

今、子どもから大人まで当たり前のように使っているスマートフォン。インターネットを使って動画を見たり、SNSで今起きている出来事の情報を得たりするなど、日常生活に欠かせない便利な道具となっています。

私が今回書くのは、SNSで自分の考えを書き残すことの怖さについてです。なぜ怖いのか。それは、一度投稿した内容は多くの人に見られ、記録され、共有される可能性があるからです。

現在、私たちは自分の気持ちや出来事への感想をSNS上に投稿することがあります。インターネットは何を書いてもよい場所ではありませんが「こんなことがあって気分が悪い」「あの人のことが許せない」など、感情のままに侮辱的な発言を書き込み、ストレスのはけ口として利用している人もいます。「誰にも気付かれないから大丈夫」「何年もSNSを使っているけれど問題になっていないから大丈夫」と思い、日記のように投稿を続けてしまうことがあります。しかし、その内容を

友人や知人に見られてしまったらどうなるでしょうか。現実の人間関係に影響し、距離を置かれてしまうかもしれません。

何が言いたいのかというと、そうなるからでは遅いということですね。SNSではいったん「書く」ときは慎重に「を心掛け、その内容が本当に大丈夫かどうか、一度立ち止まって考えてみてください。」

また、家庭内でSNSを利用している子どもがいる場合は、保護者の方も関心を持って見守ってください。子どものうちは周囲の大人の言葉や行動から多くを学びます。「こういう言葉は書かない方がよい」と伝えながら、相手を思いやる気持ちや育み、正しい方向へ導いてあげることが大切です。

人権機関有田川理事 東晃平



全国一斉 「子どもの人権相談」 強化週間の実施

●内容／いじめ・体罰・児童虐待など、子どもを巡るさまざまな人権問題について、法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。独りで悩まずにお気軽に相談ください。

●期間／8月28日（金）～9月3日（木）
●時間
・平日／8時30分～19時
・土日／10時～17時

●相談窓口

①電話による相談（全国共通・無料）
「こどもの人権110番」
☎ 0120・007・110

②SNS（LINE）による相談
・アカウント名／法務局LINE
・検索ID／@linejinkensoudan
・じんけん相談

●お問い合わせ
和歌山地方法務局人権擁護課
和歌山県人権擁護委員連合会

☎ 073・422・5131